

要 求 事 項	回 答
1 新学習指導要領の全面実施に向け、きめ細かい指導の徹底を図るため、県内各小中学校全ての学年において1学級35人以下学級を実施できるよう、県単独の予算での教員配置を検討すること。	<p>○ 少人数学級編制においては、小学校4年生までと中学校1年生で35人以下学級を実現している。小学校5・6年生と中学校2・3年生においては、少人数指導加配教員を活用した35人以下学級を実現することも可能としている。</p> <p>○ 今後とも、教育課題に対応した指導体制の充実に努めたい。</p>
2 小学校高学年における外国語(英語)の全面実施にあたり、子どもたちにより質の高い英語教育を受けさせるために、各小学校への英語専科担当教員の配置や、英語教育充実のための小中学校連携事業の取組をさらによりよいものに充実させていくためにも中学校英語科教員も計画的に増配置を推進すること。	<p>○ 令和2年度から全面実施される小学校学習指導要領の円滑な実施が図られるよう指導体制の充実に努めており、平成30年度から少人数指導加配を小学校専科として活用できるようにしている。</p> <p>○ 中学校英語科教員の計画的な増配置については、義務標準法によるところであるため、県としては、「英語教育充実のための小中連携事業」による成果を生かし、学びの連続性を図りつつ、身近な話題について理解したり表現したりする力が育成されるよう、指導の充実に努めたい。</p>
3 組織的な教育力を充実させるため、学校の実態に応じた人材の増配置を行うとともに、積極的に市町教育委員会に働きかけること。	<p>○ 学校の教育力が充実するための体制づくりに努めていきたい。</p>
4 配慮の必要な児童生徒への個に応じた指導の充実に向けて、通級指導教室の増設および中学校へのさらなる拡充を図るとともに、学校の実態に応じた人材の増配置を行うこと。	<p>○ 市町教育委員会と連携しながら、通級指導教室の充実に努めている。</p>
5 若年教員の増加に伴い、結婚等特別な事情がある場合、本人の置かれた状況を勘案した人事異動を行うこと。	<p>○ 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。</p>
6 小豆・島嶼部に関わる人事異動については本人の意志を最大限に尊重すること。	<p>○ 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。</p>
7 若年教員の増加に伴い、管理面接において各自の勤務地域数と主たる勤務地域について確認するとともに、地域間異動の経験を考慮した人事異動とすること。	<p>○ 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。</p>

<p>8 校種間異動については、管理面接等で確認をしっかりと行い、本人の意思を尊重した人事異動とすること。</p>	<p>○ 人事異動については、本人の事情等も考慮した上で、市町教育委員会の意見を聞きながら、基本方針と基本的な考え方に基づき、任命権者の権限と責任において公平・公正に実施するものである。</p>
<p>9 公立学校教員採用選考試験における講師に対する特別選考を継続するとともに、優秀な人材が採用できるよう配慮すること。</p>	<p>○ 引き続き優秀な人材を確保できるよう努めていきたい。</p>